

広監第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和4年11月18日付けで提出された住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年1月13日

広陵町監査委員 赤 銅 修
同 岡 橋 庄 次

第1 本件請求の提出

1 本件請求の内容等

(1) 請求人

(省略)

(2) 提出日

令和4年11月18日

(3) 請求の要旨（「広陵町職員措置請求書」の原文のまま）

1 請求の要旨

広陵町の体育施設の使用料については適正な料金の策定についての検討が進められているところであるが、今年8月3日まで募集されていたパブリックコメントについては4か月近く経っても未だまとめられておらず、その時期も未定だと聞き及んでおり公表もされていない。

特に、中央体育館格技場については無料で使用することができ、3年前に場内の冷暖房施設、正面自動ドアの新設やトイレ、更衣室等を改修整備するなどの大規模改修工事を実施しながら使用料の改定もせずに無料のままである。

その利用状況もその他の体育施設と比べると、ごく一部の団体や個人のみ使用に留まっており、受益者負担の原則や負担の公平性の観点からも無料で使用させることは看過することができない。

受益者負担が原則であるのにも関わらず、長年に亘りそのすべての経費を住民全体の税金によって維持管理されているのは、まさしく税金の垂れ流しであり住民として看過できない違法・不当な公金支出である。故に適正な料金が設定されるまでは税金の垂れ流しを防ぐためにも施設の光熱水費や設備機器点検料などの経費の執行を停止するべきである。

さらに、改修された更衣室は特定の者の倉庫状態になっていて、通常の利用者にとって更衣室として利用することが非常に困難な状況となっている。使用料が無料の上に倉庫代わりに公共施設を利用させているのは公共施設の管理者として職務怠慢であり、早急に適正な更衣室として原状回復をされるよう要望する。

町長並びに教育委員会事務局長は速やかに違法状態を是正するよう請求します。

(4) 事実証明書（添付は省略する。）

中央体育館格技場更衣室の状況写真2葉のカラーコピー

ア 令和4年9月の状況

イ 令和4年11月の状況

2 要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認め、令和4年12月7日、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

広陵中央体育館格技場（以下「格技場」という。）の使用料を無料に設定し、住民全体の税金によって維持管理することは、受益者負担の原則、負担公平の原則に反するものとして違法又は不当な公金支出に当たるかについて監査を行った。

なお、請求人が意見陳述において言及した、町立体育館が長年にわたり条例の規定によらずに無料又は低廉な価格を設定して使用されているのかについても調査を行った。

2 監査対象部署

教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課
総務部総務課

3 請求人による陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和4年12月15日に請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は新たな証拠として複数の書類を提出し、陳述を行った。

(1) 新たな証拠として提出された書類（添付は省略する。）

ア （資料1）令和3年10月20日開催の令和3年度第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会議事録の写し<抜粋> 2枚

イ （資料2）令和3年11月24日開催の令和3年度第2回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会参考資料の写し 1枚

(2) 請求人の陳述要旨

ア 是正を求める内容についての補足説明

- ・ 広陵中央体育館格技場は近年改修を行っており、大規模改修を行えば利用価値が上がると考えられるため、当然利用料を徴収すべきであると考え今回の請求に至った。

- ・令和3年10月20日開催の令和3年度第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会の議事録を確認したところ、体育館使用料は条例で徴収することにはなっているが、使用料を徴収しないまま現在に至っており、ある時期から照明代のみを負担いただいている旨の教育委員会事務局の答弁があった。
- ・条例違反の対応であり、本来徴収すべき使用料分について、当時の原因者が特定できないなら現在の責任者として、町長ほか教育長、教育委員会事務局長と担当課長が連帯して賠償すべきである。
- ・町営住宅の問題や、これまで私が監査請求した事案も皆が明らかにおかしいとわかっていながら放置している。

イ 措置請求の対象について（請求書内で措置請求の対象を教育委員会事務局長としているが、現在当該職は設置されていないため、対象は教育委員会事務局教育振興部長ということかとの当職からの確認について）

- ・対象は町長並びに教育委員会の代表である教育長とする。

※意見陳述の翌日、請求人から以下の申出があった。

当該陳述はあくまで補足であり、請求書記載の内容が本件請求の主体である。

4 監査対象部署等に対する監査

(1) 広陵町教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課からの意見書の徴取

教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課に対して本件請求内容について請求書受理時と意見陳述実施後の2回にわたって意見書の提出を求めたところ、それぞれ令和4年12月15日及び同月22日に提出された。

なお、意見書の要旨は、以下のとおりである。

ア 12月15日提出分

- ・ 広陵中央体育館格技場の使用料については、隣接する中学校の学校教育の場としての使用も考慮し、広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」）において無料と定められており、当該規定に従った運用を行っている。
- ・ また、施設管理者として、当該施設が指定避難所としての指定を受けていることにも着目し、有利な財源の活用によって施設の老朽化や、利便性の向上について適切に対応してきたものであるが、今般施設の利用状況、他市町村の状況なども踏まえ、体育館全体の使用料を見直すこととし、条例改正によって令和5年度から改定することとした。
- ・ 請求人は、改定までの間の光熱水費や設備機器点検料などの経費の執行停止を求めているが、改定までの間は現行条例の適用を受け「無料」での使用が可能であるところ、実質的に施設使用を停止せざるを得ないような措置をとることは許されず当該主張には理由がないものと思料する。
- ・ なお、パブリックコメントの結果等については、改定後の使用料のお知らせと併せて12月6日に町ホームページにて公表した。

イ 12月22日提出分

- ・ 広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」）は、第4条において使用料の定めを置いているが、同条第1項では、「体育館を第2条に定める目的以外に使用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。」と定め、第2条に定める目的とは「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用に供する」ことであり、当該目的以外の使用に対して別表第1の使用料が課される。
したがって、第2条の目的に合致する施設使用については、条例上使用料を徴することができない。

- ・また、平成15年の条例改正によって、第4条第2項において「第2条に定める目的で使用する者であっても、体育館照明施設を使用する場合には別表第2に定める使用料を、…（中略）…納付しなければならない。」と規定し、各体育館のアリーナを使用する際には1時間当たり100円ないし200円の照明施設使用料を徴収するとの見直しを行った。
- ・令和3年度第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会における答弁については、答弁者が条例の目的に沿った使用については無料であることを前提として、条例第4条及び第2条の規定を説明せずに答弁したため、誤解を生むような内容となったと思われるが、この答弁をもって実際に条例違反の運用がなされていたわけでもなく、従前より条例に基づく適正な事務執行がなされていたものである。

(2) 広陵町総務部総務課からの意見書の徴取

町総務部総務課に対して本件請求内容について、請求書受理時と意見陳述実施後の2回にわたって意見書の提出を求めたところ、それぞれ令和4年12月15日及び同月22日に提出された。

なお、意見書の要旨は、以下のとおりである。

ア 12月15日提出分

- ・地方教育行政における町と教育委員会の関係につき、教育委員会は、教育行政について広範な権限を有する一方、地方公共団体の長は、教育行政に必要な財務会計上の事務に限り権限を有する。
- ・このような権限の配分関係に鑑みれば、長は、教育委員会による本件使用料の対応が著しく合理性を欠き、その判断に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がある場合でない限り先行行為の判断を拒むことは許されない。
- ・本件においては、施設の維持管理上必要な予算要求がなされ、議会の議決を得て予算化され適切に執行されたものであり、財務会計上問題となるところはない。

- ・また、教育委員会が条例に基づく管理を行っている以上、使用料の設定、管理において看過し得ない瑕疵があるとは考えられず、適正な料金設定までの間、施設の光熱水費や設備機器点検料などの経費の執行を停止せよとする請求人の主張には理由がない。

イ 12月22日提出分

- ・広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」）は、第4条及び第2条の規定により体育館の設置目的、すなわち「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用に供する」こと以外に使用する者についてのみ別表第1の使用料を納付しなければならないこととしている。

したがって、第2条の目的に合致する施設使用については、条例上使用料を徴することはできず、ただし、平成15年の条例改正によって、各体育館のアリーナを使用し、体育館照明施設を使用する場合には照明施設使用料のみを徴収するとの見直しが行われているものと認識している。

- ・なお、令和3年度第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会における事務局答弁の内容については把握していない。

(3) 教育委員会事務局教育振興部スポーツ振興課に対する監査

スポーツ振興課職員に対し、令和4年12月27日に前記(1)の意見書記載内容等をもとに事実関係等について聴取し、随時関係書類の提出等を求めた。

(4) 町総務部総務課に対する監査

総務課職員に対し、令和4年12月27日に前記(2)の意見書記載内容等をもとに事実関係等について聴取し、随時関係書類の提出等を求めた。

第3 監査の結果

1 確認した事実

(1) 格技場の使用料について

広陵町立体育館の設置及び管理に関する条例（昭和54年3月広陵町条例第6号。以下「体育館条例」という。）においては、第4条及び第2条並びに別表第1から別表第4までの規定において対象施設の使用料についての定めを置いているところ、これによれば体育館の設置目的に沿う格技場の使用については、使用料は無料とされ、さらに別表第2の備考欄では「上記以外の体育館の室については、無料とする。」とされていることから、照明施設の使用料についても無料とされている。

体育館条例は、法第244条の2第1項の規定に基づき、広陵町立体育館の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的として制定されたものであるが、同時に法第225条で地方公共団体は公の施設の利用につき使用料を徴収することができること及び法第228条で使用料に関する事項については条例でこれを定めなければならないとしていることについても具現化したものである。

したがって、法の規定に従い、体育館条例を制定して町立体育館を設置し、「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用」に供していることが認められる。

(2) 施設の改修費用及び光熱水費等について

施設管理者において、施設の老朽化に対する維持修繕や利便性の向上を意識することは当然の責務であり、計画的に維持修繕等を行うべく、毎年度町長部局に対して予算要求を行い、さらに毎年度の維持管理経費として光熱水費及び設備機器等の点検料の予算要求を行っている。

町長部局では、これら予算要求の内容を精査し、施設の維持管理上必要な範囲で予算の査定をした上で、翌年度予算案に計上し、議会の議決を経て予算が成立している。

そして、当該予算編成過程においては、教育委員会の予算に限らず全ての予算査定において等しく先述の法第2条第14項の規定及び地方財政法第4条第1項の規定を念頭に、広陵町の置かれた社会

的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題とを関連付け、総合的かつ政策的見地からの判断がなされているものである。

なお、本件請求において請求人が主張する格技場内の冷暖房施設及び正面自動ドアの新設並びにトイレ、更衣室等の改修整備については、広陵中央体育館（以下「中央体育館」という。）が指定避難所に指定されていることに着目し、避難者の環境衛生の改善、感染症対策等、避難所機能の拡充整備を目的とし、国の緊急防災・減災事業債を活用して実施されたものであった。

(3) 条例によらない無料又は低廉な価格による使用であるかについて

体育館条例は、第4条において使用料の定めを置いているが、同条第1項では、「体育館を第2条に定める目的以外に使用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。」と定めており、第2条に定める目的とは「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用に供する」ことであり、当該目的以外の使用に対して別表1の使用料が課される規定となっている。

したがって、第2条の目的に合致する施設使用については、体育館条例上使用料を徴収することができないのである。

さらに、平成15年の体育館条例の改正によって、第4条第2項において「第2条に定める目的で使用する者であっても、体育館照明施設を使用する場合には別表第2に定める使用料を、…（中略）…納付しなければならない。」と規定し、アリーナを使用する際には、中央体育館では1時間当たり200円、その他体育館では1時間当たり100円の照明施設使用料を徴収することとしており、受益者負担の観点からの見直しもなされている。

2 判断

(1) 本件請求の趣旨について

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、その是正・防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体が違法・不当であるか否かが監査の対象となる。

本件請求について検討するに、請求人は、格技場が無料で使用できるにもかかわらず、多額の費用をかけて施設の改修などをし、当該改修費等を町民全体の税金で賄うことは受益者負担の原則及び負担公平の原則に反する行為であるとして、適正な料金設定までの間光熱水費及び設備機器点検料の執行を停止することを求めるものである。

すなわち、本件請求において、請求人は、施設改修等及び施設使用に係る光熱水費及び設備機器点検料に係る公金の支出という財務会計行為をとらえて、当該財務会計行為自体の違法・不当について言及することなく、その前提ないし原因である施設使用料の設定に裁量権の逸脱・濫用が存するとして適正な料金設定までの間の光熱水費及び設備機器点検料の執行停止を求めているものと解される。

しかしながら、住民監査請求において、財務会計行為の前提又は原因となる地方公共団体の事務も監査対象とすることができるのであれば、地方公共団体の事務で公金の支出を伴わないものはほとんど存在しないことから、公金の支出と結びつけて構成しさえすれば、地方公共団体の行政活動のほとんど全ては、住民監査請求でその違法・不当を問うことができることになりかねない。

そこで、先行行為（非財務会計行為）の違法・不当が、後行行為（財務会計行為）に承継されることとなるのは、当該財務会計行為の前提又は原因となる先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵^{かし}が存在し、その原因行為を前提としてなされた行為自体が財務会計法規上の義務に違反する場合に限られると解するのが相当である（最高裁平成4年12月15日判決参照）とされているのである。

したがって、本件においては、体育館条例による施設使用料の設定（先行行為）が後行の財務会計上の措置をとることが許されないほどに「著しく合理性を欠き予算執行上の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合」に当たるか否かにつき、以下検討する。

（２）教育委員会と地方公共団体の長の関係について

まず、本件については、教育委員会と地方公共団体の長との関係について整理する必要がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条は、地方公共団体が処理する教育に関する事務のうち、学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事、教科書その他の教材の取扱いに関する事等その主要なものを教育委員会の職務権限としている。

これに対し、地方公共団体の長の職務権限を定めた同法第22条は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する事務並びに大学、幼保連携型認定こども園及び私立学校に関する事務を除いては、教育財産の取得及び処分、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結並びに教育委員会の所掌に係る事項に関する予算の執行という財務会計上の事務にこれを限定しているといえる。

これらのことから、地方公共団体の区域内における教育行政については、原則として、これを地方公共団体の長から独立した機関である教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに、教育行政の運営のために必要な財産の取得、処分、契約の締結その他の財務会計上の事務については、これを地方公共団体の長の権限とすることにより、教育行政の財政的側面を地方公共団体の一般財政の一環として位置付けて、地方公共団体の財政全般の総合的運営の中で、教育行政の財政的基盤の確立を期することとしたものと解されている。

本件監査請求に当てはめれば、体育施設の管理権限は広陵町教育委員会に、施設管理費用に係る予算及び支出の権限は広陵町長にあることになる。

（3）先行行為（非財務会計行為）について

法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」旨規定し、また、地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項は「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」旨規定している。いずれも地方

公共団体及び地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、当該基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

この観点から本件について考察すれば、施設使用料は条例において定められるものであり、格技場については体育館条例第4条、第2条及び別表第2備考2によって使用料及び照明施設使用料とも無料とされているのであって、体育館条例の目的である「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用」に供するべく管理者が諸般の事情を考慮して設定しているものにほかならず、無料とすることが直ちに違法・不当な行為となるとは考えられない。

また、格技場の改修工事は前記第3の1の(2)で述べたように、中央体育館が指定避難所に指定されていることに着目し、避難者の環境衛生の改善、感染症対策等避難所機能の拡充整備を目的とし、国の緊急防災・減災事業債を活用して実施されたものであったことから、当該改修工事をもって直ちに施設使用料への転嫁を考えるべきものではないとする考え方についても、住民の安全、安心を確保すべき地方公共団体の責務に鑑みて十分理解できるところであり、さらに格技場の実際の利用状況を見たときには、パブリックコメントにも見受けられるように子育て世代が養育する乳幼児との居場所にもなるなど、安心して子育てでき暮らしやすい広陵町との評価を得ることに貢献している側面もあり、政策的な判断に基づいて無料を維持しているとも考えられ、裁量権の逸脱・濫用を認めるべき特段の事情はなく、著しく合理性を欠くとも認められない。

なお、請求人が意見陳述において述べた体育館条例によらない無料又は低廉な価格による使用が行われているとの主張については、前記第3の1の(3)において述べたとおり、体育館条例は、第4条において使用料の定めを置いているが、同条第1項では、「体育館を第2条に定める目的以外に使用する者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。」と定めており、第2条に定める目的とは「町民の体育、レクリエーション及びその他健康の増進を図る行事並びに文化的な各種行事等の公共的集会の用に供する」ことであり、当該目的以外の使用に対して別表第1の使用料が課される規定となっている。

したがって、第2条の目的に合致する施設使用については、体育館条例上使用料を徴収する必要はないのである。

さらに、平成15年の体育館条例の改正によって、第4条第2項において「第2条に定める目的で使用する場合であっても、体育館照明施設を使用する場合には別表第2に定める使用料を、…(中略)…納付しなければならない。」と規定し、アリーナを使用する際には、中央体育館では1時間当たり200円、その他体育館では1時間当たり100円の照明施設使用料を徴収する等、受益者負担の観点からの見直しもなされ、当該規定に基づく使用料が徴収されているのであるから、体育館条例違反の行為でないことは明らかである。

また、令和3年度第1回広陵町体育施設使用料適正化検討委員会における教育委員会の答弁については、教育委員会の意見書にも述べられていたように体育館の設置目的に従った使用であることを前提に体育館条例第4条及び第2条の規定を説明することなく別表第1に規定する使用料ではなく、体育館照明施設使用料のみ徴収している旨のみを説明したとのことであり、確かに議事録を見れば説明不足の感は否めないが、実際の適用に関して体育館条例違反の行為等はなく、もって体育館条例に基づく適正な事務執行がなされており、当該答弁内容に関して監査において問題とすべき点はないものとする。

(4) 後行行為（財務会計行為）について

法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項について、前記第3の1の(2)で述べたとおり以下の状況が認められ、これらの法令の違反があるとは認められない。

ア 施設の改修等に要する費用について

施設管理者において、施設の老朽化に対する維持修繕や利便性の向上を意識することは当然の責務であり、計画的に維持修繕等を行うべく、毎年度町長部局財政担当課に対して必要な予算要求を行っていることが確認できる。

また、本件請求の対象となる改修については、指定避難所に指定された施設に対する避難所機能の充実整備を目的に、国の緊急防災・減災事業債を活用する等、より効果的・効率的な財政運営に努めていることがうかがえる。

イ 施設における光熱水費等に要する費用について

施設管理者として、毎年度の維持管理経費として光熱水費及び設備機器等の点検料の予算要求を行っていることが確認できる。

町長部局では、これら予算要求の内容を精査し、施設の維持管理上必要な範囲の予算を査定した上で、翌年度予算に計上し、議会の議決を得て予算が成立していることが確認できる。

さらに、当該予算編成過程においては、これらア及びイ並びに教育委員会の予算に限らず、全ての予算査定において等しく先述の法第2条第14項の規定及び地方財政法第4条第1項の規定を念頭に、広陵町の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題とを関連付け、総合的かつ政策的見地から判断しているものであり、したがって議会による民主的コントロールの下、長に委ねられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められないものである。

(5) 更衣室の原状回復要求について

請求人は、更衣室の原状回復を求め、その根拠を財産の管理を怠る事実として監査請求を構成しているものと思われるが、財産の管理を怠る事実とは、その財産的価値の維持、保全又は低下の防止を怠ることを指すところ、更衣室を片付けること自体は、体育館の財産的価値とは無関係であると考えられる。したがって財務会計行為には該当せず、住民監査請求の対象とはならないものと思料する。

3 結論

以上検討したところからすれば、請求人は、格技場において改修等に要した経費そのものの違法・不当について何ら指摘するところがなく、またこのため当職において実施した調査においても当該費用に係る支出についての違法性・不当性は認められなかった。さらに、使用料の設定そのものについては、管理者や町長に与えられた広範な裁量権の逸脱・濫用を認めるべき点はなく、また、条例制定という議会による民主的コントロールの下で設定されているのであって、著しく合理性を欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとも認められない。

また、現行の体育館条例における使用料の適用に関しても、請求人が意見陳述で述べたような条例違反は認められない。したがって、体育館条例の改正による料金改定までの間は現行の体育館条例の規定による使用料をもって運用し、その使用に係る適正な維持管理を行うことは施設管理者の責務であって、適正な料金設定までの間、施設の光熱水費、設備機器点検料等の経費の執行を停止せよとする請求人の主張には理由がなく、本件請求はこれを棄却する。

また、更衣室の原状回復を求める請求については、住民監査請求における財産の管理を怠る事実とは、その財産的価値の維持、保全又は低下の防止を怠ることを指すところ、更衣室を片付けること自体は、体育館の財産的価値とは無関係であると考えられ、財務会計行為には該当しないため、これを却下する。

第4 意見

教育委員会では、今回の使用料改定に当たり、町民の皆様からのご意見を聴取すべくパブリックコメントを実施しており、請求人も本件請求書においてパブリックコメントの募集についてはホームページで確認できたものの、その結果について公表されていないことに言及している。

その後、当職は令和4年12月6日に、改定後の使用料のお知らせとともにパブリックコメントの結果がホームページに掲載されたことを確認した。このパブリックコメントそのものについては、監査請求の対象とはならないものであるが、監査委員としての意見を以下に付記する。

本件においてパブリックコメントの結果は、使用料改定を審議する「広陵町体育施設使用料適正化検討委員会」にも検討資料として提供される等、いただいたご意見を検討・反映していることがうかがえ、パブリックコメントを実施した意義は十分認められるものである。しかしながら、本件のように体育館条例の改正後に改定後の使用料のお知らせとともに結果を公表することは、パブリックコメントに寄せられたご意見を軽視しているように受け取られかねず、今後は、パブリックコメントのスケジュールに公表時期を明記する等、適時の公表に配慮されるよう申し添える。